

# ○東北大学における公正な研究推進のための研究データ等の保存及び管理に関する指針

平成28年3月29日

統括研究倫理推進責任者裁定

改正 平成29年12月22日統括研究倫理推進責任者裁定

本指針は、各部局において研究データの適正な取り扱いについてのガイドラインを定める際に、本学としての基本原則を定めるものであり、日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」（平成27年3月6日）を参照している。指針の理解のために、公正な研究推進専門委員会「実験データ等の保存の期間及び方法に関するガイダンス」を参照されたい。

## 1. 目的

本指針は、本学において研究を行う研究者（以下、研究者）が、責任ある研究活動を遂行し、知的成果を守り社会に対する責任を果たすために、研究データの保存及び管理に関する基本原則を定めるものである。

## 2. 研究データの記録、保存及び管理義務

研究者は、責任ある研究活動を行い、信頼性のある方法で研究を進め、研究データを記録し、錯誤の生じないように扱わなければならない。

これらのデータ類は、仮説と検証への疑念が生じた際には、必要に応じて第三者が検討できるように整理され、保存されなければならない。

研究成果の発表後、研究データは部局の定めるルールに従って、一定の期間、適切に管理・保存され、必要に応じて開示できるように手続きを整備しなければならない。

部局でルールを定める際には、将来それらを利用する可能性及び有用性、と、保管・保存のために投入する資源（労力、スペース及び費用）との比較衡量をふまえるものとする。

## 3. 保存義務の対象、保存期間、保存方法

(1) 実験・観察による研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すものとする。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成するものとする。実験ノート等は研究活動の一次情報記録として適切に保管するものとする。

(2) 論文や報告等の研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存するものとする。画像については、変更履歴の残るソフトウェアを使用すべきである。

保存に際しては、後日の参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性／追跡可能性の担保に留意する。なお、すでに公開されている資料を研究に用いる場合には、その資料を研究者個人が保存しなくてもよい。

(3) 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存するものとする。

なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(4) 試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存するものとする。ただし、容易に再調整できるもの、保存・保管が本質的に困難なもの、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

#### 4. 研究者の転出とデータの保存・管理

部局等は、研究者の転出・退職等によってデータの保存・管理が損なわれないよう、研究者個人と部局等の間で、ルールを定めなければならない。

#### 5. 個人情報保護等他の法的規制との関係

個人情報等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。

#### 6. 部局等での措置

各部局等は、本指針に基づき具体的なガイドライン・申し合わせ・実施要項等を定め、所属する研究者が遵守するよう取り組まなければならない。

各部局等で定める事項は、①実験ノートなどの原資料の保管の方法、②実験ノートなどの原資料の帰属先(研究室、研究グループ単位、部局などを記載し、データ保管に関する機関責任を明記すること)、③生データや試料の保管方法、④実験ノート、生データ、試料の保管期間、⑤個人情報保護と実験データ保管に関する考え方、⑥退職、移動時におけるデータ管理方法、⑦実験データの加工などに関する適正な取扱い基準、⑧サンプルの保存と提供リクエスト時の対応、を含むものとする。

各部局等でのルールの策定および取り組みにあたり、研究対象となる個人を識別可能な情報(個人データ)を含む試料やデータの保存と管理については、個人情報保護の観点から、特に以下の

(1)～(5)に挙げる点について配慮を要する。

- (1) 個人データの保存方法とその期間について、対象者の合意を得ることを原則とすること。
- (2) 個人データの管理責任者、および参照可能な者の範囲を明確にすること。
- (3) 個人データが漏洩しないよう適切な措置が講じられること。
- (4) 研究データとしての保管期間が終了後の個人データの扱いについても定めておくこと。
- (5) データを完全に匿名化(匿名加工)しても結果の再現に支障が無い場合は、匿名化された形式でのデータ保存を認めること。

#### 7. 指針の適用時期

この指針は、平成29年4月1日から適用するものとする。

なお、平成29年3月31日までを本指針の適用のための集中改革期間とし、実効性のある運用に向けた準備を集中的に進めるものとする。

附 則(平成29年12月22日改正)

この指針は平成29年12月22日から施行する。